



鳥取県公報

平成 29 年 7 月 21 日 (金)
第 8 9 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (487) (障がい福祉課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (488) (くらしの安心推進課) 2
	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (489) (住まいまちづくり課) 2
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (490) (〃) 5
	大規模小売店舗の新設の届出 (491) (企業支援課) 15
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (492) (〃) 16
	保安林の指定の解除予定 (493) (森林づくり推進課) 17
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 17

告 示

鳥取県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
木下 智裕	米子市上後藤四丁目3-34	きのしたメンタルクリニック	米子市大崎1240-1	精神通院医療	平成29年7月12日

鳥取県告示第488号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	平成29年9月4日（月）	午後1時から午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡日野町	平成29年9月7日（木）	”	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡江府町	平成29年9月12日（火）	”	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館

鳥取県告示第489号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年7月21日から施行する。

平成29年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道</td> <td style="text-align: center;">岩美町大字岩井、大字宇治、大</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地域	一般国道	岩美町大字岩井、大字宇治、大	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道</td> <td style="text-align: center;">岩美町大字岩井、大字宇治、大</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地域	一般国道	岩美町大字岩井、大字宇治、大
路線名	地域								
一般国道	岩美町大字岩井、大字宇治、大								
路線名	地域								
一般国道	岩美町大字岩井、大字宇治、大								

9号	字恩志及び大字新井、北栄町大谷、 <u>琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町田中、赤坂、下甲、塩津、上市、岡、松河原、西坪、御来屋、富長及び末吉並びに米子市淀江町今津、淀江町淀江、淀江町西原、淀江町小波、淀江町中間、淀江町佐陀、二本木及び蚊屋の地域</u>	9号	字恩志及び大字新井、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、 <u>大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域</u>
一般国道 29号	<u>若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜並びに八頭町富枝、南、北山、大門、花、郡家殿、市谷、西御門、郡家、宮谷、奥谷、下坂、門尾及び堀越の地域</u>	一般国道 29号	<u>八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域</u>
一般国道 53号	<u>智頭町大字山根及び大字智頭の地域</u>	一般国道 53号	<u>智頭町大字智頭及び大字山根の地域</u>
一般国道 178号	<u>岩美町大字浦富及び大字大谷の地域</u>	一般国道 178号	<u>岩美町大字浦富、大字岩本及び大字大谷の地域</u>
一般国道 179号	<u>湯梨浜町大字田後、はわい長瀬、大字久留及び大字光吉並びに三朝町大字今泉の地域</u>	一般国道 179号	<u>湯梨浜町大字田後、大字光吉及び大字久留並びに三朝町大字今泉の地域</u>
一般国道 180号	<u>日野町高尾、根雨及び上管並びに南部町落合、法勝寺、倭及び阿賀の地域</u>	一般国道 180号	<u>南部町福成、阿賀、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域</u>
一般国道 181号	<u>日野町高尾及び根雨、江府町大字武庫、大字江尾、大字小江尾及び大字佐川、伯耆町溝口、岸本、吉長及び大殿並びに米子市諏訪、福市、兼久、日原及び宗像の地域</u>	一般国道 181号	<u>米子市福市、諏訪、宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域</u>
一般国道 183号	<u>日南町多里、湯河、萩原、矢戸、三栄及び丸山の地域</u>	一般国道 183号	<u>日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域</u>
一般国道 373号	<u>智頭町大字郷原及び大字智頭の地域</u>	一般国道 373号	<u>智頭町大字智頭及び大字郷原の地域</u>
一般国道 431号	<u>境港市新屋町及び麦垣町、米子市夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字富吉及び大字日吉津の地域</u>	一般国道 431号	<u>境港市高松町、新屋町及び麦垣町、米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び大字富吉の地域</u>

一般国道 482号	江府町大字江尾の地域	一般国道 482号	江府町大字江尾の地域
県道新見 日南線	日南町上石見、中石見、生山及 び霞の地域	県道鳥取 鹿野倉吉 線	三朝町大字片柴、大字砂原及び 大字三朝の地域
県道鳥取 鹿野倉吉 線	三朝町大字片柴、大字砂原、 <u>大 字三朝及び大字大瀬</u> の地域	県道倉吉 青谷線	湯梨浜町大字原、大字松崎、大 字中興寺、大字旭、大字龍島及び 大字長和田の地域
県道倉吉 青谷線	湯梨浜町大字長和田、大字龍島、 大字旭、大字松崎及び大字原の地 域	県道倉吉 由良線	北栄町六尾の地域
県道倉吉 由良線	北栄町六尾の地域	県道米子 大山線	米子市二本木及び尾高の地域
県道米子 大山線	米子市二本木の地域	県道新見 日南線	日南町中石見及び上石見の地域
県道名和 岸本線	大山町佐摩の地域	県道三朝 東郷線	三朝町大字片柴の地域
県道米子 境港線	米子市彦名町、大崎、葭津及び 大篠津町並びに境港市小篠津町、 幸神町、三軒屋町、渡町、外江町 及び芝町の地域	県道赤碕 大山線	琴浦町大字赤碕及び大山町羽田 井の地域
略		県道米子 境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大 篠津町及び葭津並びに境港市幸神 町、外江町、芝町、小篠津町、三 軒屋町及び渡町の地域
略		略	
県道大山 口停車場 大山線	大山町国信、末長及び所子の地 域	県道大山 口停車場 大山線	大山町国信、末長、所子、唐王、 坊領及び佐摩の地域
県道米子 丸山線	米子市浦津、下新印、上新印及 び一部の地域	県道米子 丸山線	米子市蚊屋、浦津、上新印、下 新印及び一部並びに伯耆町丸山及 び金屋谷の地域
県道東郷 湖線	湯梨浜町大字上浅津及び大字下 浅津の地域	県道東郷 湖線	湯梨浜町大字光吉、大字上浅津 及び大字下浅津の地域
略		略	
県道長和 田羽合線	湯梨浜町大字田後の地域	県道長和 田羽合線	湯梨浜町大字田後及び大字長和 田の地域
県道皆生 車尾線	米子市上福原の地域	略	
略		略	
県道渡余 子停車場 線	境港市渡町、森岡町及び竹内町 の地域	県道東郷 羽合線	湯梨浜町大字光吉及び大字松崎 の地域
略		県道大山 淀江イン	米子市淀江町今津並びに大山町 唐王及び末長の地域

		ター線	
		県道倉吉江府溝口線	伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	三朝町大字山田及び大字三朝の地域	県道三朝温泉木地山線	三朝町大字三朝及び大字山田の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市幸神町、誠道町及び中野町の地域	県道渡余子停車場線	境港市渡町、森岡町及び竹内町の地域
県道両三柳西福原線	米子市両三柳及び河崎の地域	県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、幸神町、誠道町、高松町及び中野町の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、北尾、弓原、下神、松神、東園、西園、由良宿、六尾、妻波及び大谷の地域	県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波、東園、六尾及び大谷の地域
北栄町道北条北線	北栄町弓原の地域	県道倉吉由良線	北栄町六尾の地域
南部町道阿賀・東西町線	南部町福成、東町及び西町の地域	北栄町道北条北線	北栄町弓原の地域
(2) 略		(2) 略	

鳥取県告示第490号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年7月21日から施行する。

平成29年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、 <u>広告物</u> を表示し、若しくは <u>広告物</u> を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、 <u>条例</u> 第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。

- 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。

種別	名称	所在地
国宝	<u>三仏寺奥院</u> （投入堂）	略
略		
重要文化財	<u>大神山神社奥宮本殿、弊殿及び拝殿並びに末社下山神社本殿、弊殿及び拝殿</u>	略
略		
県指定保護文化財	<u>大神山神社奥宮神門</u>	西伯郡大山町大山
県指定保護文化財	<u>三徳山三仏寺建造物群（不動堂、元結掛堂、観音堂、鐘楼堂、十一面観音堂及び本堂）</u>	東伯郡三朝町大字三徳
県指定保護文化財	<u>橋津の藩倉古御蔵、三十間北蔵及び片山蔵</u>	東伯郡湯梨浜町大字橋津
県指定保護文化財	<u>籠守神社本殿</u>	東伯郡湯梨浜町大字埴見
県指定保護文化財	<u>豊乗寺大師堂及び山門</u>	八頭郡智頭町大字新見
県指定保護文化財	<u>常福寺経蔵及び山門</u>	日野郡日南町多里

- 2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。）

その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。

- 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。

種別	名称	所在地
国宝	<u>三仏寺奥の院</u> （投入堂）	略
略		
重要文化財	<u>大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿</u>	略
略		
県指定保護文化財	<u>大神山神社神門</u>	西伯郡大山町大山

- 2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。）

路線名	区間
略	
一般国道 9号	<p>岩美インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4地先）から岩美郡岩美町と鳥取市との境界までの自動車専用道路の区間</p> <p>鳥取市と東伯郡湯梨浜町との境界からはわいインターチェンジ（同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先）までの自動車専用道路の区間</p> <p>大栄東伯インターチェンジ（東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先）から鳥取県と島根県との県境までの自動車専用道路の区間</p>
一般国道 178号	<p>兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ（岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先）まで</p> <p>岩美町道陸上中央線との交点（岩美郡岩美町大字小羽尾）から同町大字牧谷字砂濱690-125地先まで</p> <p>浦富インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1）から岩美インターチェンジ（同町大字浦富字宇和田23-4地先）までの自動車専用道路の区間</p>
一般国道 183号	<p>県道新見日南線との交点（日野郡日南町丸山）から日野町道生山福長線との交点（同郡日野町福長）まで</p>
一般国道 313号	<p>県内全線</p>
一般国道 431号	<p>境港市麦垣町字川向前3363-4地先（普通河川新屋上ノ川）から米子市夜見町字砂浜一 3084-1地先（市街化区域の境界）まで</p>

路線名	区間
略	
一般国道 9号	<p>東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</p> <p>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763-1地先まで</p> <p>東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで</p> <p>岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4から鳥取市との境界まで</p>
一般国道 178号	<p>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで</p> <p>岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-1から同大字姥ヶ懐2973地先まで</p> <p>岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで</p>
一般国道 183号	<p>日野郡日南町丸山字下モ河原177-1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで</p>
一般国道 313号	<p>東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで</p>
一般国道 373号	<p>八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578-1地先から同町大字尾見字名引河原811-1地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478-5地先まで</p>
一般国道 431号	<p>米子市夜見町字砂濱一3084-1地先から境港市麦垣町字川向前3363-4地先まで</p>
県道鳥取 鹿野倉吉	<p>東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市との境界まで</p>

県道米子 大山線	<u>尾高橋西詰（米子市尾高）から県道 道大山口停車場大山線大山寺橋北 詰（西伯郡大山町大山）まで</u>
県道赤碓 大山線	<u>県道倉吉赤碓中山線との交点（西 伯郡大山町羽田井）から県道米子 大山線との交点（同町大山）まで</u>
県道倉吉 赤碓中山 線	<u>県道東伯野添線との重複区間（東 伯郡琴浦町大字中津原から同町大 字別宮まで）</u>
	<u>県道船上山赤碓線との交点（東伯 郡琴浦町大字山川）から県道赤碓 大山線との交点（西伯郡大山町羽 田井）まで</u>
県道名和 岸本線	<u>県道大山佐摩線との交点（西伯郡 大山町今在家）から県道大山口停 車場大山線との交点（同町飯戸） まで</u>
県道東伯 野添線	<u>県道倉吉赤碓中山線との交点（東 伯郡琴浦町大字中津原）から東伯 郡琴浦町と倉吉市との境界まで</u>
略	
県道網代 港岩美停 車場線	<u>国立公園の区域内の区間（岩美郡 岩美町大字網代字大網代南側309 地先から同町大字田後字向山北側 45-2地先まで）</u>
県道大山 口停車場 大山線	<u>県道名和岸本線との交点（西伯郡 大山町飯戸）から県道米子大山線 との交点（同町大山）まで</u>
	<u>大山寺橋北詰（西伯郡大山町大山） から県道倉吉江府溝口線との交点 （同郡伯耆町大内）まで</u>
県道大山 寺岸本線	<u>県道大山口停車場大山線との交点 （西伯郡伯耆町金屋谷）から県道 岸本江府線との交点（同町小林） まで</u>
略	
岩美町道 陸上中央 線	<u>一般国道178号との交点（岩美郡岩 美町大字小羽尾）から国立公園区 域界（同町大字陸上字下塚畑33- 1地先）まで</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以
内の地域で当該道路から展望できる場所

線	
県道米子 大山線	<u>米子市赤井手字東天神免713-8 地先から西伯郡大山町大山字大山 115-5地先まで</u>
県道赤碓 大山線	<u>西伯郡大山町羽田井字萩原1731- 1地先から同町大山字博労座43- 8地先まで</u>
県道倉吉 赤碓中山 線	<u>東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上 374-2地先から同町大字別宮字 上馬野212-1地先まで</u>
	<u>東伯郡琴浦町大字山川字新田ケ平 ル656-2地先から西伯郡大山町 羽田井字萩原1844-10地先まで</u>
県道名和 岸本線	<u>西伯郡大山町今在家字西林730- 3地先から同町飯戸字向原1544- 3地先まで</u>
県道東伯 野添線	<u>東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上 377-2地先から倉吉市との境界 まで</u>
略	
県道網代 港岩美停 車場線	<u>岩美郡岩美町大字網代字大網代南 側309地先から同町大字田後字向 山北側45-2地先まで</u>
県道大山 口停車場 大山線	<u>西伯郡大山町飯戸字向原1542-1 地先から同町大山字木原118地先 まで</u>
	<u>西伯郡大山町大山字大山115-5 地先から同郡伯耆町岩立字榎水高 原9-5地先まで</u>
県道大山 寺岸本線	<u>西伯郡伯耆町金屋谷字柘谷原3- 1地先から同町小林字下ノ原120 -1地先まで</u>
略	
岩美町道 陸上中央 線	<u>岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33 -1地先から同町大字小羽尾字浜 頭651-14地先まで</u>
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以
内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 180号	<u>一般国道181号との交点(日野郡日野町根雨)から荒神原橋南詰(同町上菅)まで</u>
一般国道 181号	<u>一般国道180号との交点(日野郡日野町根雨)から県道倉吉江府溝口線との交点(西伯郡伯耆町溝口)まで</u>
一般国道 183号	<u>日野町道生山福長線との交点(日野郡日野町福長)から荒神原橋南詰(同町福長)まで</u>

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 9号	<u>岩美インターチェンジ(岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4地先)から岩美郡岩美町と鳥取市との境界までの自動車専用道路の区間</u> <u>鳥取市と東伯郡湯梨浜町との境界からはわいインターチェンジ(同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先)までの自動車専用道路の区間</u> <u>大栄東伯インターチェンジ(東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先)から鳥取県と島根県との県境までの自動車専用道路の区間</u>
一般国道 178号	<u>兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ(岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先)まで</u> <u>浦富インターチェンジ(岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1)から岩美インターチェンジ(同町大字浦富字和田23-4地先)までの自動車専用道路の区間</u>
一般国道 183号	<u>県道新見日南線との交点(日野郡日南町丸山)から日野町道生山福</u>

路線名	区間
一般国道 180号	<u>日野郡日野町根雨字ヲソコエ713-1地先から同町上菅字荒神前道下夕1205地先まで</u>
一般国道 181号	<u>日野郡日野町根雨字ヲソコエ713-1地先から西伯郡伯耆町溝口字柳原59-2地先まで</u>
一般国道 183号	<u>日野郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先から同町福長字稗ヶ谷1414-1地先まで</u>

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 9号	<u>東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</u> <u>東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで</u> <u>岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4から鳥取市との境界まで</u>
一般国道 178号	<u>岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-1から同大字字姥ヶ懐2973地先まで</u> <u>岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで</u>
一般国道 183号	<u>日野郡日南町丸山字下モ河原177-1地先から同郡日野町福長字吹</u>

	<u>長線との交点（同郡日野町福長）まで</u>
一般国道 313号	<u>県内全線</u>

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 9号	一般国道179号との交点（東伯郡湯梨浜町大字久留）から県道羽合東伯線との交点（同郡琴浦町大字槻下）まで 県道大山淀江インター線との交点（米子市淀江町今津）から県道皆生西原線との交点（同市西福原一丁目）を経て鳥取県と島根県との県境まで
一般国道 29号	一般国道482号との交点（八頭郡八頭町安井宿）から八頭郡八頭町と鳥取市との境界まで
一般国道 179号	東伯郡湯梨浜町内全線
一般国道 181号	県道倉吉江府溝口線との交点（西伯郡伯耆町溝口）から一般国道9号との交点（米子市富士見町二丁目）まで
一般国道 431号	<u>2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間</u>
一般国道 482号	<u>岡山県と鳥取県との県境（日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-13地先）から一般国道181号との交点（日野郡江府町大字江尾）まで</u>
県道鳥取 鹿野倉吉 線	<u>鳥取市と東伯郡三朝町との境界から同町大字三徳と同町大字坂本との境界まで</u>

	<u>ノ原中道下タ1620地先まで</u>
一般国道 313号	<u>東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで</u>
一般国道 373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578-1地先から同町大字尾見字名引河原811-1地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478-5地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 9号	2の(1)の表に掲げる区間及び岩美郡岩美町と鳥取市との境界から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平277-1地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先までの区間以外の県内の区間
一般国道 431号	米子市二本木字浜田1086-3地先から同市赤井手字菰池826-1地先まで
一般国道 482号	日野郡江府町大字江尾字町尻り瀧下14-4地先から同町大字下蚊屋字三王原402-13地先まで
県道鳥取 鹿野倉吉 線	<u>鳥取市と東伯郡三朝町との境界から同町大字三徳字馬場1578-3地先まで</u>

県道赤碕 大山線	一般国道 9 号との交点（東伯郡琴浦町大字赤碕）から県道倉吉赤碕中山線との交点（西伯郡大山町羽田井）まで	県道赤碕 大山線	東伯郡琴浦町大字赤碕字溝上谷詰東平 297-1 地先から西伯郡大山町羽田井字萩原 1731-1 地先まで
県道名和 岸本線	県道大山口停車場大山線との交点（西伯郡大山町坊領）から一般国道 181 号との交点（同郡伯耆町吉定）までの区間（2 の（1）の表に掲げる区間を除く。）	県道名和 岸本線	西伯郡大山町坊領字川下 536-3 地先から同町今在家字西林 730-3 地先まで 西伯郡大山町飯戸字向原 1544-3 地先から同郡伯耆町吉定字岡本 392 地先まで
県道倉吉 江府溝口 線	県道岸本江府線との交点（西伯郡伯耆町岩立）から一般国道 181 号との交点（同町溝口）まで	県道倉吉 江府溝口 線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂 1051 地先から同町溝口字澤田 59-2 地先まで
県道米子 境港線	全線		
略		略	
県道淀江 岸本線	全線	県道淀江 岸本線	全線
県道米子 広瀬線	一般国道 181 号との交点（米子市糺町二丁目）から県道岩屋谷米子線との交点（同市奥谷）まで		
県道大山 口停車場 大山線	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先（大山口駅）から県道名和岸本線との交点（同町坊領）まで	県道大山 口停車場 大山線	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町坊領字川下 536-3 地先まで
県道米子 丸山線	伯耆町道久古 5 号線との交点（西伯郡伯耆町福岡原）から県道名和岸本線との交点（同町丸山）まで		
県道皆生 車尾線	一般国道 431 号との交点（米子市皆生新田二丁目）から一般国道 9 号との交点（同市車尾四丁目）まで		
県道境車 尾線	一般国道 181 号との交点（米子市福市）から一般国道 9 号との交点（同市車尾七丁目）まで		
県道米子 空港境港 停車場線	県道渡余子停車場線との交点（境港市竹内町）から同市大正町 203 地先（境港駅）まで		
県道両三 柳西福原 線	全線		
県道羽合 東伯線	一般国道 179 号との交点（東伯郡湯梨浜町大字田後）から一般国道 9 号との交点（同郡琴浦町大字槻下）まで		

伯耆町道 岸本大原線	県道大山高原スマートインター線との交点（西伯郡伯耆町久古）から県道名和岸本線との交点（同町大原）まで
大山第2 広域農道	西伯郡大山町と同郡伯耆町の境界から県道米子丸山線との交点（同郡伯耆町丸山）まで
岸溝農免 農道	県道名和岸本線との交点（西伯郡伯耆町大原）から同郡同町大原字上原山937-1地先（伯耆町総合スポーツ公園）まで

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 9号	2の(1)の表に掲げる区間以外の岩美郡岩美町内の区間 県道羽合東伯線との交点（東伯郡琴浦町大字槻下）から県道大山淀江インター線との交点（米子市淀江町今津）まで
一般国道 29号	5の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
略	
一般国道 179号	5の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
略	
一般国道 181号	2の(2)及び5の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 183号	2の(1)の表に掲げる区間以外の日野郡日南町内の区間
一般国道 373号	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線と重複する区間以外の岡山県と鳥取県との県境から一般国道53号との交点（八頭郡智頭町大字智頭）までの区間
一般国道 482号	兵庫県と鳥取県との県境から一般国道29号との交点（八頭郡若桜町大字浅井）まで

--	--

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 29号	<u>県内全線</u>
略	
一般国道 179号	<u>県内の区間</u>
略	
一般国道 181号	2の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 183号	2の(1)及び2の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 313号	2の(1)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 373号	2の(1)の表に掲げる区間及び八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578-1地先から同町郷原字中土居151-1地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478-5地先までの区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 431号	2の(1)の表及び5の(2)の表に掲げる区間以外の <u>県内の区間</u>
一般国道 482号	八頭郡若桜町大字眷米字三ツ総ヨリナカツラガ仙マデ647地先から同町大字大炊字蕨根508地先まで

	一般国道179号との交点(東伯郡三朝町大字下西谷)から鳥取県と岡山県との県境まで		
略		略	
県道鳥取鹿野倉吉線	5の(2)の表に掲げる区間以外の区間	県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上17地先から同町大字山田字徳呂844-8地先まで
県道倉吉青谷線	倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界から一般国道9号との交点(同町大字園)まで	県道倉吉青谷線	倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界から同町大字園字池淵2191-1地先まで
県道倉吉由良線	県道羽合東伯線との重複区間(東伯郡北栄町六尾から同町西園まで)以外の区間	県道倉吉由良線	全線
略		略	
県道鳥取国府岩美線	県道千谷蕪島線との交点(岩美郡岩美町大字洗井)から一般国道9号との交点(同町大字蒲生)まで	県道鳥取国府岩美線	岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から同町大字蕪島字真門2077-2地先まで
略		略	
県道東伯野添線	一般国道9号との交点(東伯郡琴浦町大字逢東)から県道倉吉赤碓中山線との交点(同町大字別宮)まで	県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字別宮字松平213-1地先まで
県道網代港岩美停車場線	国立公園区域界(岩美郡岩美町大字浦富字二夕股3189-7地先)から一般国道178号との交点(同町大字浦富)まで 一般国道178号との交点(岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1)から同町大字浦富字國次1036-7地先(岩美駅)まで	県道米子境港線	全線
県道米子丸山線	5の(2)の表に掲げる区間以外の区間	県道網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字浦富字二夕股3189-7地先から同町大字字中浜2475-237地先まで 岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱690-138地先から同町大字浦富字國次1037-17地先まで
県道東郷湖線	全線	県道米子丸山線	全線
県道岩美停車場河崎線	県道網代港岩美停車場線との交点(岩美郡岩美町大字浦富)から一般国道9号との交点(同町大字新井)まで	県道東郷湖線	全線
略		略	
県道長和田羽合線	全線	県道長和田羽合線	全線
県道上井	全線		

北条線		略	
略		略	
県道東郷羽合線	県道倉吉青谷線との交点（東伯郡湯梨浜町大字松崎）から県道東郷湖線との交点（同町大字光吉）まで	県道東郷羽合線	全線
県道大山淀江インター線	県道大山口停車場線との交点（西伯郡大山町末長）から一般国道9号との交点（米子市淀江町今津）まで	県道大山淀江インター線	全線
県道渡余子停車場線	境港臨港道路江島幹線との交点（境港市渡町）から県道余子停車場線との交点（同市竹内町）まで	県道鉢伏川上線	全線
県道陸上岩井線	一般国道178号との交点（岩美郡岩美町大字陸上）から新陸上橋南詰（同町大字陸上）まで	県道三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774-4地先から同町大字山田字徳呂844-8地先まで
県道米子空港線	全線	県道船上山赤碕線	全線
県道三朝温泉木地山線	県道鳥取鹿野倉吉線との交点（東伯郡三朝町大字山田）から同線との交点（同町大字三朝）まで	県道渡余子停車場線	全線
県道米子空港境港停車場線	県道米子空港線との交点（境港市小篠津町）から県道渡余子停車場線との交点（同市竹内町）まで	県道米子空港境港停車場線	全線
県道船上山赤碕線	県道赤碕大山線との重複区間（東伯郡琴浦町大字赤碕）以外の区間	県道羽合東伯線	全線
県道羽合東伯線	一般国道9号との交点（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬）から一般国道179号との交点（同町大字久留）まで	県道河原インター線	全線
県道河原インター線	全線	県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山1630-1地先から同大字字東屋敷1005-3地先まで
県道岩美インター線	全線	県道岩美インター線	全線

<table border="1"> <tr> <td>県道大山高原スマートインター線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td>県道福部岩美線</td> <td>鳥取市と岩美郡岩美町との境界か一般国道 9 号との交点（岩美郡岩美町大字河崎字溝下 266-3 地先）まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北栄町道北条北線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	県道大山高原スマートインター線	全線	県道福部岩美線	鳥取市と岩美郡岩美町との境界か一般国道 9 号との交点（岩美郡岩美町大字河崎字溝下 266-3 地先）まで	略		北栄町道北条北線	全線	略		<table border="1"> <tr> <td>伯耆町道岸本大原線</td> <td>西伯郡伯耆町久古字陣場 1469-3 地先から同町大原字上原的場 834-1 地先まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北栄町道北条北線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td>琴浦町道浦安光好線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td>大山第 2 広域農道</td> <td>西伯郡伯耆町丸山字大曾根 2249-1 地先から同町丸山字赤溜 600-1 地先まで</td> </tr> <tr> <td>岸溝農免農道</td> <td>西伯郡伯耆町大原字上原的場 834-1 地先から同町大原字上原山 937-1 地先まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	伯耆町道岸本大原線	西伯郡伯耆町久古字陣場 1469-3 地先から同町大原字上原的場 834-1 地先まで	略		北栄町道北条北線	全線	琴浦町道浦安光好線	全線	大山第 2 広域農道	西伯郡伯耆町丸山字大曾根 2249-1 地先から同町丸山字赤溜 600-1 地先まで	岸溝農免農道	西伯郡伯耆町大原字上原的場 834-1 地先から同町大原字上原山 937-1 地先まで	略	
県道大山高原スマートインター線	全線																								
県道福部岩美線	鳥取市と岩美郡岩美町との境界か一般国道 9 号との交点（岩美郡岩美町大字河崎字溝下 266-3 地先）まで																								
略																									
北栄町道北条北線	全線																								
略																									
伯耆町道岸本大原線	西伯郡伯耆町久古字陣場 1469-3 地先から同町大原字上原的場 834-1 地先まで																								
略																									
北栄町道北条北線	全線																								
琴浦町道浦安光好線	全線																								
大山第 2 広域農道	西伯郡伯耆町丸山字大曾根 2249-1 地先から同町丸山字赤溜 600-1 地先まで																								
岸溝農免農道	西伯郡伯耆町大原字上原的場 834-1 地先から同町大原字上原山 937-1 地先まで																								
略																									

鳥取県告示第 491 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 29 年 7 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス上井店
倉吉市伊木字土手根 274 ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 30 年 3 月 6 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,703 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（1）駐車場の位置及び収容台数

- ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 72台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 13.48立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成29年7月5日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成29年7月21日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市産業環境部商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス境港店 境港市上道町字岬2177-2ほか
- 2 承継された店舗面積
1,733平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2 代表取締役 原田 健
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3-23 代表取締役 辻田 泰徳

- 5 承継があった年月日
平成29年 3 月27日
- 6 届出年月日
平成29年 7 月 3 日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成29年 7 月21日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課

鳥取県告示第493号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 7 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河原町山手字地ユノ谷上分631の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
廃棄物処理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 7 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 教育系ネットワークセキュリティ強靱化業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年 7 月10日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 156,575,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |